

本日の会議に付した事件

令和4年第4回山元町議会定例会（第1日目）

令和4年12月1日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 議案第51号 山元町個人情報の保護に関する法律施行条例
日程第 5 議案第52号 山元町情報公開・個人情報保護審査会条例
日程第 6 議案第53号 山元町まち・ひと・しごと創生推進基金条例
日程第 7 議案第54号 山元町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、令和4年第4回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

農林水産課長佐藤和典君から、今会期中の会議を欠席する旨の届出があります。代わりに、担当班長が代理で説明員として出席しますので、ご了解を賜りたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、9番岩佐孝子君、10番阿部均君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期はお手元に配布の会期日程（案）のとおり、本日から12月9日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの9日間に決定いたしました。

議 長（岩佐哲也君）これから、議長諸報告を行います。

議長諸報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

議長諸報告を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等30件を山元町議会先例66番により一括議題

といたします。

町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。おはようございます。本日ここに、令和4年第4回山元町議会定例会が開会され、令和4年度一般会計補正予算案をはじめとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、最近の町政運営等の取組についてご報告申し上げます。

初めに、ウクライナ情勢等に伴う物価高騰についてですが、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などにより、物価が急激に高騰しており、先月18日に国が発表した10月の全国消費者物価指数は、生鮮食品を除いた指数が去年よりも3.6パーセント上昇するなど、およそ40年ぶりの歴史的な上昇幅となったところであります。

このような状況を受けて、国は、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策として、11月8日には、高騰する電気やガス料金の激変緩和策などを盛り込んだ、令和4年度第2次補正予算案を閣議決定し、国民生活や事業者を守るための取組を進めております。

本町におきましても、住民税非課税世帯への特別給付金の支給や、全世帯を対象とした町内の登録事業者で利用できる商品券の発行、原油価格高騰により経営が逼迫している施設園芸作物を栽培する農業者や漁業者、運送業者を対象とする燃料費の助成など、10月末までに約1億8,000万円の事業費を確保し、町民や事業者の生活を守る取組を迅速に実施してまいりました。

しかしながら、10月には食品の価格が、年内最多となる6,700品目が値上げされるなど、家計への影響が顕著になっていることから、さらなる支援を早急に行う必要があると考え、今議会におきましても、18歳以下の子供を扶養する町内の子育て世帯全世帯に対し、児童1人当たり3万円の給付を行うなど、さらなる追加支援策を盛り込んだ、補正予算案を上程しております。

町といたしましては、今後も、国の経済対策の動向や物価高騰の影響などを注視しつつ、必要な支援策を随時講じてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する動きについてですが、先月に入り、新型コロナウイルス感染症が増加傾向にある中、先月18日にコロナの第8波対策として都道府県が医療非常事態宣言などを発出して、旅行や移動の自粛を呼びかけることができる仕組みを正式決定したところであります。

また、警戒すべきは、ここ数年のコロナの影響によりインフルエンザの集団免疫が下がったことによる、インフルエンザとコロナの同時感染、フルロナとされており、さらには、年末に向け、感染力が高い変異株オミクロンから、新たな変異株ケルベロスが流行することも危惧されております。

現在、本町においては、9月22日から開始した12歳以上へのオミクロン株対応ワクチンの接種及び10月3日から開始した5歳から11歳までの小児への3回目の接種、先月14日からは生後6か月から4歳までの乳幼児への初回接種を順次行っております。

このうち、12歳以上へのオミクロン株対応ワクチンの接種については、国が示す完了期間である年内中に完了する見込みとなっており、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、災害時における避難者受入れに関する協定の締結についてであります。10月13日、岩機ダイカスト工業株式会社様と災害時における避難者受入れに関する協定を締結いたしました。この協定は、県が発表した新たな津波浸水想定を踏まえ、同社の小平工場及び坂元工場の敷地内を指定緊急避難場所に指定させていただくことで、避難車両の収容に必要となる広大な避難場所を確保し、災害時に想定される車両渋滞を防止し、円滑な避難を可能とすることを目的としております。

今後、町では、これらを活用し、津波避難計画や地域防災計画の改定を行い、さらなる安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、近年突発的に発生し、甚大な被害を及ぼしている台風や集中豪雨に伴う各種災害に備えるため、毎年継続して実施している山元町総合防災訓練についてですが、今回は津波避難文化の定着をテーマとし、今年5月に発表された宮城県津波浸水想定を基に、公助が機能するまでの自助・共助に主眼を置き、町民の防災・減災意識の高揚を目的に実施いたしました。

訓練には、約1,800人の参加があり、大雨による土砂災害警戒情報が発表される中、宮城県沖で発生した震度6強の地震により大津波警報が発表されたとの想定の下、各避難場所に避難した後、自主防災会の役員をはじめ、先に到着した町民が率先して誘導や受付などに対応していただいたところであります。

また、沿岸部の行政区では、車による広域避難訓練も行われ、避難ルートや避難に要した時間など、実際に発災した場合に備え、確認を行っております。

町といたしましては、今後も繰り返し訓練を実施し、精度を高めるとともに、あらゆる災害が発生した場合でも人命を守ることを最優先に、町民一人一人の自覚及び努力を促すなど、地域並びに町民の生命・財産が保護されるよう取り組んでまいります。

次に、10月に開催した宮城病院クリーンキャンペーンについてですが、8回目を迎えた今回は、町民の皆様、議長をはじめとする議員各位、町内外の事業所等にご参加いただき、また回数を重ね定着してきたことや町内一斉清掃と実施日を分けたことなどが功を奏し、過去最高となる305人もの参加をいただきました。

今後とも、地域医療の中核病院である宮城病院と良好な関係を維持し、地域医療の充実・確保を図るため、地域でできる支援を続けてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、農林水産省及び内閣官房が主催し、強い農林水産業や美しく活力ある農山漁村の実現に向け、地域の活性化等に取り組んでいる優良事例を選定するディスカバー農山漁村の宝についてですが、先月7日、今年度の選定結果が公表され、本町の農業生産法人株式会社やまもとファームみらい野の取組が、特別賞の中から地域復興大賞を受賞いたしました。

同法人は、東日本大震災による津波被害からの産地復興を目的に、平成27年7月に設立され、農地整備事業により町沿岸部に整備された畑地約118ヘクタールにおいて、長ネギやタマネギ、サツマイモなどを栽培しており、被災農地における大規模な営農展開や、雇用の創出に取り組まれております。

町といたしましても同社の受賞は大変喜ばしく、産業全体の活力につながるものであり、これを機に、さらに意欲的に取り組んでいただけるものと期待しております。

次に、やまもと夢いちごの郷についてですが、地域の皆様に支えられ、オープンから

3年7か月を経過した9月18日、累計の来場者数が200万人を達成したことに伴い、先月26日、27日に感謝祭が開催され、地場産品等が感謝価格で販売されたほか、店頭にはイチゴも並び、両日とも大盛況となりました。

また、同感謝祭では、山元ブランド「やまほど、やまもと。」認証品の販売会も併せて開催し、本町の魅力あふれる商品のPR販売を通じ、販路拡大や町の認知度向上に大いにつながったものと捉えております。

今後とも、直売所を町の魅力の発信の拠点とし、交流人口の拡大とにぎわいの創出に鋭意取り組んでまいります。

次に、先月5日、磯浜漁港を会場に開催された一般社団法人まちづくりやまもとの共催によるキラリやまもと花火祭2022についてですが、空気が澄み渡る絶好の花火日和の中、にぎわいの創出と地域経済活性化への願いを込め、約1,000発の花火が打ち上げられました。

当日は、町内外から約1,600人が来場し、夜空を彩る大輪の花火と、海面に映し出された花火との共演に、会場は大きな歓声と拍手に包まれるなど、にぎわいにあふれたひとときとなりました。

今後も、町内活動団体と連携した取組を通じ、にぎわいの創出を図ってまいります。

次に、町内における道路等整備事業の動向についてですが、橋梁の架け替えを実施している大平牛橋線については、年度内の完了を目標に工事を進めてきたところではありますが、今年3月に発生した福島県沖地震が影響し、路線全体の完了時期が3か月ほど遅延する見込みとなりました。

橋梁部の通行止めは、予定どおり、年内12月末までに解消となりますが、路線全体の完了まではもう少し時間を要することとなりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、かさ上げして整備する中浜滝の前線については、契約業者が決定し、現在は、国土交通省から受入れを予定している盛土材の調整や警察協議など、施工準備を進めている段階となっており、また、中浜区と上平区を結ぶ上平浜原線についても、駒場ため池付近から東へ約220メートルの区間について、今月から施工予定となっております。

両路線は、町の防災力向上の観点で重要な路線となりますことから、一日も早い完成に向けて、引き続き注力してまいります。

なお、福島県沖地震により被災した、町道、農道、河川、ため池等の災害復旧工事の進捗状況については、先月末までに、被災箇所数54か所全てが発注済みとなっており、そのうち30か所は工事が完了しております。

残る工事についても、今年度末までに全て完了するよう、全力で取り組んでまいります。

次に、復興公営住宅の家賃減免に係る本町の対応についてですが、この減免制度は、国の制度に基づき実施しているものであり、住宅の管理開始から5年が経過した住宅から、段階的に本来の家賃へと引き上げられることとなっておりますが、特に収入の少ない世帯への影響が大きいことから、被災地全体の問題として、新聞報道等で大きく取り上げられているところであります。

本町では、国の支援制度が縮小される5年を経過する住宅について、被災者の生活再建の現状や今後の住宅行政の財源確保の見込み等を踏まえ、10年目を経過するまで、

町独自の減免を継続してまいりました。

しかしながら、来年度以降、段階的に11年目を迎える入居者が出てくることから、今後の家賃減免の方針について、近隣自治体の動向も見据えながら検討を重ねた結果、現行の家賃水準を2年間据え置いた上で、3年目以降段階的に本来の家賃に引き上げることとし、被災者への支援期間を再度延長することにいたしました。

最後に、小学校再編に関する町長との懇談会についてですが、平成30年12月に山元町教育委員会が10年後を目途に小学校1学区の再編方針を策定したことの改めての説明と併せて、小学校再編に係る町民の皆様の様々な思いやご意見を直接伺うことを主眼にし、先月12日と13日、各学区ごと、町内4会場で開催いたしました。

当日は休日にもかかわらず約130人の町民の皆様にご参加いただき、参加された町民の方からは、集団生活の中で切磋琢磨できる環境をつくるのが望ましいという意見がある一方で、学校は地域のよりどころになっており、なくなることで子育て世帯がさらに離れるのではないかと懸念される意見も出るなど、町の再編方針案に対する忌憚のない様々なご意見をいただいたところであります。

町の教育施設は、地域の歴史や文化に大きく関係し、地域のよりどころとなっており、これからのまちづくりにも大きく影響いたします。

町といたしましては、今回いただきました、町民の皆様からのご意見に加え、今後、子育て世代や未来の子育て世帯の方々のご意見も頂戴しながら、町の宝である将来の子供たちのことを考え、小学校の再編について、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上、最近の町政運営等に係る主な取組について、ご報告申し上げます。

引き続き、誰もが安心・安全に暮らし、希望を持ち笑顔輝く、誰一人として取り残さない、町民が主人公のまち・山元町を実現するため、町民の皆様の声をお聞きしながら全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、これまで以上のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてですが、報告第9号の専決処分の報告については、磯浜漁港東防波堤・ー2・0メートル物揚場補修工事について、施工数量に軽微な変更が生じたことに伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第51号及び52号については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報の保護に関する法律の一部改正により、山元町個人情報の保護に関する法律施行条例及び山元町情報公開・個人情報保護審査会条例を定める必要があることから、新たに条例を定めるもの、議案第53号山元町まち・ひと・しごと創生推進基金条例については、地域再生法に規定する、まち・ひと・しごと創生基金事業に活用する企業版ふるさと納税寄附金について、翌年度以降の事業に充当できるよう、地方自治法の定めに基づき、新たに基金を創設するもの、議案第54号山元町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例については、再生可能エネルギー発電設備の設置等に関し、本町における自然環境や生活環境の保全に配慮し、地域と再生可能エネルギー発電事業の調和を図る必要があることから、新たに条例

を制定するもの、議案第55号山元町情報公開条例の一部を改正する条例については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第25条の規定等に基づき、公文書の公開を請求できる者の範囲を拡大し、行政運営のより一層の透明化、開かれた町政等を推進するため、所要の改正を行うもの、議案第56号から第68号については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年引上げ等に対応するため、所要の改正等を行うもの、議案第69号から第71号については、人事院勧告の趣旨を踏まえた職員の給料月額等の改定及び職員の給与改定に準じ、特別職等の給与改定を行うため、所要の改正を行うもの、議案第72号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例については、地方税共通納税システムの対象税目が拡大され、来年度から、本町の固定資産税と軽自動車税に地方税統一QRコードが導入され、指定金融機関と収納代理金融機関において、取扱いに差が生じてしまうことから、令和5年4月1日から督促手数料を廃止するため、所要の改正を行うもの、議案第73号については、排水ポンプ車両購入事業に係る物品購入契約を締結するに当たり、財産の取得について議会の議決を求めるもの、議案第74号については、山元町町民体育館災害復旧工事について、施工内容の一部に変更が生じ、工事費が増額となることから、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算関係議案について申し上げます。

議案第75号令和4年度山元町一般会計補正予算（第6号）（案）についてですが、主な項目についてご説明いたします。

初めに、各款に計上しております人件費につきましては、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額等を措置したものであり、庁舎や地域交流センターをはじめとした各種公共施設の光熱水費の増については、ウクライナ情勢等に起因する、原油価格等の高騰により、既定予算に不足が見込まれることから、追加計上を行うものであります。

また、物価高騰等に直面する生活者支援については、国の足元の物価高騰に対する追加策等を踏まえ、10月補正予算に引き続き、生活者の負担軽減を図るため、18歳以下の子供を扶養する町内の子育て世帯全世帯に対し、児童1人当たり3万円の給付を行う経費、並びに課税者に扶養されている被扶養者のみの非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円の給付を行うための経費を計上するものであります。

議案第76号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）については、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として給料及び手当を増額措置するもの、議案第77号令和4年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）については、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として給料及び手当等の増額のほか、上半期の支出状況から不足が見込まれる介護保険料の過誤納還付金について増額措置するもの、議案第78号令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）（案）については、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として給料及び手当等の増額のほか、電気料金の高騰に伴い水道事業に係る包括的業務委託料を増額措置するもの、議案第79号令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）（案）については、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として給料及び手当等の増額のほか、電気料金の高騰に伴い下水道料金に係る包括的業務委託料を増額措置するものであります。

以上、令和4年第4回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説

明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（岩佐哲也君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（岩佐哲也君）日程第4．議案第51号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第51号山元町個人情報の保護に関する法律施行条例についてご説明申し上げます。

手元に配布しております配布資料ナンバー2、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報の保護に関する法律の一部改正により、山元町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する必要があることから、地方自治法の規定に基づき提案するものです。

1の制定内容につきましては、令和5年4月1日から、改正後の個人情報の保護に関する法律が、議会を除く地方公共団体に直接適用され、同法に規定されている事項は各自治体の条例で規定する必要がなくなるため、山元町個人情報保護条例を廃止し、開示手数料等、条例で定める必要がある事項に関し、必要な事項を山元町個人情報の保護に関する法律施行条例に規定するものでございます。

2の条文の構成としては、第1条に本条例の趣旨を規定いたします。

第2条は、この条例で使用する用語と実施機関の定義を定めるものです。

第3条は、個人情報の開示に関する手数料を無料とするほか、写しの交付に要する費用を負担すると定めるものです。

第4条は、開示請求に関する決定等を14日以内とすること、事務処理上困難な場合は30日以内に限り延長することができるものと定めるものです。

第5条は、開示決定等の期限の特例を規定し、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合の特例を定めるものです。

第6条は、開示請求時には本人であることを示す書類を提示または提出すると定めるものです。

第7条は、専門的な知見に基づいた意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、山元町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができるものと定めるものです。

第8条は、毎年度、各実施機関における運用状況を公表しなければならないと定めるものです。

第9条は、この条例の実施のために必要な事項は各実施機関が別に定めるとし、規則などへ委任できる旨、規定するものです。

3の施行期日は、令和5年4月1日とするものです。

4のその他については、この条例の施行にあわせ、現行の山元町個人情報保護条例の廃止を附則で規定するものです。附則には、ほかに経過措置を規定いたします。

以上、議案第51号の説明となります。よろしくお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この件に関しましては新規条例ということではありますが、そもそも個人情報法上位法の大きな改定に伴う条例の制定ということになるかと思いますが、この辺、その結果、これまで町にあった個人情報条例というものが廃止されるということがこの間説明されてきているところですが、そのことに伴う影響というのは、町民あるいは自治体にとってその影響あるいは負担というものが生じるのかどうか、生じるのであれば具体的に示して、何々どういうところが困るとかね、あるいは町民に対してどういうところがちょっと不安だな、懸念だな、あるいはここが十分に守っている、あるいはもう全くこれまでと同様の守られ方だということとかあれば、お伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長のほうから説明をさせます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。今回の法律の改正で大きく変わる点としましては、先ほど説明の中にもありましたけども、改正後の個人情報の保護に関する法律が、地方公共団体に直接適用されるという説明をいたしました。現行の法律では、総務省が国の行政機関であったり、独立行政法人等を管轄するような法律で、地方公共団体についてはあくまで地方公共団体が条例で定めると。あと、民間事業者については、個人情報の保護委員会という国の機関が所管するような法律となっておりましたが、これを全て、法律改正後は地方公共団体や民間事業者、あと国の行政機関、全て個人情報保護委員会が管轄するというようなこととなりますので、大きく変わるはその辺なんですけども、町がすることについては特に変更はなくなります。諮問することができるとして、町で、次の提案する審査会の条例がありますけども、そこに諮問することができるということなどは規定しますけども、大きく所管するという意味では、国の個人情報保護委員会が所管するというのが大きな違いになるかと思えます。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これまでね、それぞれの自治体がそれぞれの自治体の中での町民の自らつくった対策といいますかね、施策で個人の情報を守ってきたということという理解をしているわけですが、それが、今後、国が一本化して、国の意思で、我々のね、末端のところまでも守るという形になったんですが、それが十分かどうかという不安、懸念から今確認したところなんですけども、十分な、自治体としてはね、上位法で上でそういうふうに決めたんだからということから逃れることができないだろう立場からすれば、なかなか大変な回答かと思うんですが、その辺はね、基本的な根本的な問題になるというふうな受け止めをしています。というのは、個人情報、この目的がね、地方自治体ではどこにも設定されてない。この個人の尊厳云々という最初の目的、これまでの自治体でつくった条例の目的は、この条例は実施機関が保有する個人の情報開示云々かんぬんとあって、をもって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的とするということで、個人の情報をもうこの部分で、この目的できちっと示している、示されている。というときに、この部分が、町として決めるところのどこにもこれが出てこない。施行条例なんていうのは、その手続してもらったから、こういう目的をね、この目的はもうそもそも、この目的も多分国が一本化ということになっているということから、それらの点で施行の中で、手続の中で守られてきた。守られているであろうということ、それを前提にした町の手続内で実施するということと関係だと思えるんですが、その国の設定されている部分について、国がね、町がね、どこまでこの拘束できるというかね。そ

の辺の関係というのは明確に示されているかどうか。施行、今度の出てくる施行手続というのはね、その辺の中でも、その辺の町民の個人の情報の保障という意味で、その辺の保障というのは明確にどこかに示されているのかどうか。なければいけないでね、今ここでは分かんねければ分かんねえでいいんだけども。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。個人情報の保護という観点から言いますと、あくまで上位法の中で規定することになりまして、今回、議案第51号で提案している個人情報の保護に関する法律施行条例については、あくまで開示請求に係る決定であったり、費用であったり、審議会への諮問であったり、そういった手続とか、そういったところを規定する条例となりますので、保護に関してはあくまで国の法律ということになると思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。移行する際の作業として、工程として、廃止されると。そして、国の改定法を町がどのくらい理解して、そして、あるいはその意見をあればという場面があるかと思うんですが、その辺の作業はなされたのか。個人情報保護審査会というのがあるんですね、山元町に。そこでそういう場合には対応できる機関だというふうな受け止めなんですけども、その際、大きく変化する際には町民の意見を求めたり、こういう今度上のほうで改定あるんだけども、ちょっと皆さん心配ねえかとかなんとかという作業は行われたのかどうか。したかしねでいいです。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。作業という観点からは特にはないかと思いますが、この法律の公布が令和3年5月で、施行が令和5年4月と期間がありますので、この間、国のほうからいろいろガイドラインとか各自治体のほうに流れてきておりますので、国のほうでなかなかこの期間の間にこうすべきという情報を流す期間が2年近く必要だったので、今後、町としてはそういったガイドラインなどを参考にして、具体的に問題があったときには審査委員会に諮る、そういった際にはそういったガイドラインなどを参考に対応するような流れになるかと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この審査会の仕事なんですけども、目的外利用や提供を行う場合に、個人情報保護審査会の意見を聞くこととするという、現行条例でそういうふうになっているんですが、その辺はきちっと継続されているのかどうかね、確認します。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。審査会に関しての大きな変更点は特にはないかと思いますが、ガイドラインが今後も通知されると思いますので、その辺はしっかり確認しておきたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺については、この次出てくるところに確認、提起というかね、確認されているかと思いますが、それは置いて、じゃあ何が懸念されるかと言いますと、匿名加工情報というのが出てくるんですが、その辺の制度というのはどうなっているのか、確認します。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。すみません、匿名可能……、後のちょっと言葉……（「匿名加工」の声あり）匿名加工。申し訳ございません。私の認識不足で確認しておりませんでした。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これは言われているのは、世の中で言われてるのは、この情報公開改定の大きな目的は、持っている情報を民間企業に提供することができる。そのために大きく変える、そのために一元化というのは、地方のそういう情報もそれぞれの地方で持ってっと、その手続がそういう仕事をするときには面倒だということで国に一本化して、一本化した情報を欲しいつうとこには提供する。ちゃんとその手続あつての提

供なんだけども、という制度だということで、まず正確でねと思うよ、私が受けているというような中で、しかし、それでも特定する、個人情報でね。できないやつは誰だか分かんないように加工して、そして提供するというふうな制度のようなんですが、これにしたってなかなか面倒なというかね。今んとこ、まだこれからもうんと勉強してほしいと思うんだけど、外に出すためにはね。そういう問題と、これ、まだ地方自治体にもその義務を課している、今んとこ県と政令指定都市までなんですけど、義務化しているのはね、その特定加工。で、特定加工情報の利活用の提案、募集、わざわざおらほの情報、特定、わけ分かんねくすっから、その情報を欲しいこったら募集してくださいということまでその改定法はやっている。だけども当面はまだということで、当面は県レベルと政令指定都市のところまでに行く、それは義務化ですからね。

いずれ、いずれ、市町村にもそういうことが求められるということ、つくる以上は、提案する以上は、そこまでやっぱり自治体として事前に調査して、確認して、提案してほしいということからの質問、疑問ということなんですけど、非常にこれ、国でも簡単にできるものではないということから、この力のあるといいますかね、県レベル、県あるいは政令指定都市ということになるということのようなんですが、というふうに捉えているわけなんですけど、やっぱりこれは問題だと思います。

そして、それをつくるのはいいんですが、その制度そのものにまだ認識ないということだから、もうこれ以上の質問となるんだけど、それを作成する場合、どうやって今度作成すんのかというような疑問も出てくるんですけど、今後その辺も考えてね。そういうふうになるだろうから、少しその辺も考えて、この件については管理といいますか、対応していただきたいということ、これは求めるしかないんですね。

その際に、じゃあ我が町で持っている情報というのはどのくらいあるものかということも確認されているでしょうか。例えば介護とか子育てとか医療関係ね。教育、健康関係。これはね、企業がね、うんと欲しいから、こういう法をつくっている。ただ俺の個人の受け止めだからね。そして、これが外部提供できると、企業に対してという法というふうな理解、受け止めから、いや違うよということであればそれも含めながら答えていただきたいんですけども。そういうのもちゃんと守られていますよということなんだろうけど、どの程度の情報量というのは捉えているのでしょうか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。具体的にどれほどの量という、量の単位とかもちょっと分かりかねるんですけども、具体的な数字という観点では把握はしていないと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺になつと私もよく理解できない。理解できないから確認なんだけども、どういうふうに国から求められてどういうふうにしてこれやんのかねというね。本当に膨大な量、多分あると思うんです。だから、それを確認したかったんだけども、それが簡単に求めに応じて提供しなくちゃならないというような関係なのかなということになつと、もうせめてもう守るほうというかね、提供する側は、相当な管理の中で対応しなくちゃいけないのかなという疑問での確認なんですけど、今までの経緯の中でなかなかね、スムーズなやり取りができないんで、その辺もですね、そういう疑問もあるという、まだまだいっぱいあるんですけども、あといろいろ今後は審査とか何とか、そういう疑問があるということだけを、まずは入り口部分で伝えておきたい。さらに、あります。

以上で終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第51号については、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5、議案第52号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第52号山元町情報公開・個人情報保護審査会条例についてご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料ナンバー3、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、山元町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する必要があることから、地方自治法の規定に基づき提案するものです。

1の制定内容につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う山元町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定により同条例の附則により廃止する山元町個人情報保護条例及び本提案条例の附則により一部改正する山元町情報公開審査会の規程等について、統合した審査会の設置などに関し必要な事項を条例で規定するものです。

2の条文の構成としては、第1条に本条例の趣旨を規定します。

第2条は、山元町情報公開・個人情報保護審査会の設置を規定するものです。

第3条は、この条例で使用する用語の定義を定めるものでございます。

第4条は、審査会の所掌事項を定めるもので、山元町情報公開条例などの規定による諮問に応じ、公開決定など、または開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項などを規定するものです。

第5条は、審査会の委員を5人以内と規定するものです。

第6条は、委員は町長が委嘱すること、任期を4年とすることなどを規定するものです。

第7条は、会長及び副会長は委員の互選により選出すること及び会長並びに副会長の職務を規定するものでございます。

第8条は、審査会はこの条例の定めにより実施すると規定するものです。

第9条は、諮問庁に対して、情報または個人情報の提示を求めることができるなどと定めるものです。

第10条は、審査請求人から請求があったときは、意見陳述の場を設けなければなら

ないなどと規定するものです。

第11条は、審査請求人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができるものと定めるものです。

第12条は、提出資料の審査請求人等以外の審査請求人等への提供、閲覧などを定めるものです。

第13条は、審査請求に係る調査審議手続の非公開を定めるものです。

第14条は、審査請求の諮問に対する答申の際の審査請求人等へ、答申書の写しの送付及び答申内容の公表を定めるものです。

第15条は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議の遂行に必要な場合の町の機関等に対する協力の求めを定めるものです。

第16条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項を規則に委任すると定めるものです。

第17条は罰則規定で、委員の守秘義務違反に対する罰則等を定めるものとなっております。

3の施行期日は、令和5年4月1日とするものです。

4のその他ですが、附則において、(1)として、山元町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例において、審査会の名称変更の改正を行います。また、(2)として、山元町情報公開条例において、山元町情報公開審査会を山元町情報公開・個人情報保護審査会に改めるほか、審査会に関する条項を削除するものです。

また、情報公開条例の一部改正、個人情報保護条例の廃止、審査会の廃止に伴う経過措置などを規定いたします。

以上、議案第52号の説明となります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この件についても同様なんですけど、この大きな変化あるいはこのことによって何から引き継ぐものか等々のね、そういう説明をしていただくと何事もないんですけど、そういうのがなかったんで、これは先ほど個人情報保護条例の中にある個人情報保護審査会の内容が改定、上位法が改定することによって新たに独立してあるいは情報公開とも一緒になったりするんのか、その辺、私の理解だけでも、そういう移行、移行というか流れ関係だという理解でよろしいのかどうか。そして、もしそうだとするならば、それがどういうふうに内容的にね、変わっているのか。その中にいろいろ経過措置云々ってことがどうこうというのは文言表現はあるようですが、その辺でどれだけこの大きく変化した、変更したというような内容があればも含めて、その変化について、内容についてお伺いいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。現行の情報公開条例の審査会等から、来年の4月1日以降に名称が変更となって大きく中身が変わるものでは基本的にはございません。名称については、情報公開・個人情報保護審査会と、2つの審査会を合わせたような形になるので、名称の変更に合わせて、情報公開条例の中に規定していた章の部分を1つの条例に格上げというか、条例を1つつくったというようなことで理解していただければと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。大きくはそういうことかも、今ちょっと具体的に聞いたのは、個人情報保護条例の中で、第4章に定められている個人情報保護審査会の中身も、回答

の中でこっちのほうに、今提起されているこの内容の引継ぎというふうに考えていいのか。こっちのほうが重要な部分だと、情報公開のという理解でいいのか。だから、今言ったように、情報公開が合体というかね、だという表現を使ったんだけど、その辺の理解はどのようにすればいいの。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。遠藤議員お見込みのとおりでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、そうだとすれば、これ個人情報保護法で定められていた審査会のもろもろの規定がこっちに変わることによって、全く平行して移動しただけなのかね。上が変わったことによって若干変わったところも、この辺はちょっと変わっていますとかというのがあれば示していただきたいのですがという質問でした。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。大きく変わっているところはありませんが、先ほど議案第51号でもちょっとお話しさせてもらったんですけども、現行の個人情報保護法とかではそういうことで審査会とかが所管するようなイメージだったのが、その上に、来年の4月1日以降は、国の個人情報保護委員会等が所管するというような形になっておりますので、審査会の所掌事務とかについては大きな動きはありませんが、所掌するのが今後は国と、国の委員会が所掌するというようなところが大きな変更点かと思えます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そのことによる影響というのは、これも先ほどと同じ範囲だけでも、これまでは町でね、個人の情報を何かあったときはその審査会にかけてということができたんだけど、国に一体化されたことに伴って、だから自治体ではね、自由にそういうことができるかどうかってね。町単というのはあるんだべけんども、それは上のほうさあるというね、そんなところで、これまで同様にね、同様というかすぐに身近なところにある審査会の活用というようなイメージでいいものかどうなのか。もう手続も遠い上のほうから、そういうこの審査会にかけたい案件があっても、簡単にこの対応していただけるのかどうか。そういう懸念があつての確認なんですけど、その辺の手続上というかに今のところ大きな変化はない、問題はないという受け止めでいいのかどうかという点だけ。はい。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。手続上は大きな変化はないと考えております。その上に、確かに国の委員会が所掌することになりますけども、そこから大きな何か指示があるというようなことも今のところ考えられないので、大きな変化はないものかなと考えております。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第52号については、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は11時10分、11時10分再開とします。
暫時休憩。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第6．議案第53号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第53号山元町まち・ひと・しごと創生推進基金条例についてご説明いたします。

配布資料ナンバー4、条例議案の概要にてご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連します寄附金を適正に管理し、山元町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業の推進に活用するため、山元町まち・ひと・しごと創生推進基金条例を制定する必要がありますことから、地方自治法の規定に基づき、提案するものでございます。

1の制定内容でございますが、今年8月5日から運用を開始しました企業版ふるさと納税制度、こちらについて寄附金を翌年度以降の事業に充当する場合、基金を設置しなければならないことから、必要な事項を条例で規定するものでございます。

2の条文構成について、項目、そして内容の順にご説明を申し上げます。

第1条は、基金の設置について定めるものでございます。

第2条は、基金として積み立てる額について定めるものでございます。

第3条は、基金の管理について定めるものでございます。

第4条は、基金の運用から生じる収益の処理について定めるものでございます。

第5条は、基金の繰替え運用ができる旨について定めるものでございます。

第6条は、基金の処分について定めるものでございます。

第7条は、条例の施行に関し必要な事項は町長が別途定めるとしたものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

以上が議案第53号の説明となります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第53号については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第7、議案第54号を議題とします。

本案について説明を求めます。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。それでは、議案第54号山元町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております資料ナンバー5、条例議案の概要にてご説明いたしますので、お手元にご準備をお願いいたします。

初めに、提案理由でございますが、国が掲げる脱炭素社会の実現や温室効果ガスの削減目標に向け導入が進む再生可能エネルギー発電設備の設置等について、本町における自然環境や生活環境の保全に配慮しつつ、地域と再生可能エネルギー発電事業との調和を図ることにより、持続可能な社会環境の形成とまちづくりに寄与することを目的とし、山元町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を新たに制定したく、地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

1の制定内容についてですが、再生可能エネルギー発電設備の設置が地域の防災や自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響に鑑み、当該設備の設置に関して必要な事項を定めるというものでございます。

2の条文の構成についてですが、条文の構成は、記載のとおり、第1条から第17条までの構成となっております。各条項について主なものを中心にご説明いたします。

第1条については条例制定の目的、第2条は基本理念、第3条は用語の定義についてそれぞれ定めております。

第4条には町の責務、第5条には町民の皆様を求める努力義務、第6条に事業者の責務をそれぞれ定めております。

第7条では適用の対象となる事業の規模等について、第8条では設備の設置を抑制する区域を町が指定できることを定めております。

第9条は事業者が対象事業を実施する前に町に届け出て協議を行うということを義務づけるもの、第10条は事業者が対象事業を実施しようとするときには、住民等に対し説明を行うことを義務づけるものであります。

第11条は、事業者が対象事業を実施しようとするときは、失礼しました。第11条は、第9条による協議を終了と認めた際には、町がその旨を事業者に対し通知すること、及び、その際、意見を付すことができるということを定めるものであります。

第12条は事業着手等の届出を行うこと、第13条は事業者の届出に基づき、町が確認を行うこと、第14条及び第15条には必要に応じ、町が立入調査や助言、指導、勧告を行うことができることを定め、第16条は勧告に従わない事業者について勧告内容等を公表できることを定めるものであります。

第17条は、条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるものと規定してあります。資料の裏面をご覧ください。

3のその他といたしまして、山元町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との

調和に関する条例の施行規則を併せて規定し、内容としましては、対象となる再生可能エネルギー、例えば太陽光発電ですとか風力、バイオマス等を予定しておりますが、その種類についてですとか具体的な抑制区域、例えば土砂災害警戒区域、自然環境保全地域等になりますが、その区域等、その他細部について必要事項を定めることとしております。

4の施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。

以上が議案第54号の説明となります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この間の説明の中でも確認しているところだと思いますが、開発行為についての規制というのは特に定めがないと。抑制区域とかなんとかというのはあるんですけども、例えば、何回も言ってるのが開発調整区域の絡みのこともね、具体的に言ってるんですけども、その答えもない中で今の説明についてはちょっと残念かなと思うんですけども、昔、何平米以上の開発行為についてはね、町がきちっと調整委員会に諮って確認するというような行為があったんですけど、それについても、今あるんだかねえんだかということでのことも言っているんですけども、ねえんだつたらねえで、それを保障する機関というのは別にあるのかどうか。当協議会、今問題になっているのは抑制区域、何区域って、ここでもかかってねんですけども、やっぱり山をこう崩していくことによって結構影響を受けている、もう既にね、影響が生まれているところもあるやに思うというときに、そして、ここにも書いてあるんですけども、50キロワット以下、それも大体、経営からぶぐっていけば、大体どの規模が必要なのかどうかというのは出てくんのかも分かんないけども、しかしその際に、やっぱり懸念として示しているのは、しかし、それ以前に造ったところはそれ以上のものでも適用するというふうになってると、前に造ったとこ、でなかったらば、なぜ50キロワットと設定した理由は何かということが生まれてくるんだよね。それ以上だと。やっぱり、せいぜい山元町の場合、山も浅いとかね、土地もそんなにねえとかねということからすると、やっぱりこのくらいの程度ということにしたのかなと勝手に想像する以外にないんですけども、その辺のことについては、その後検討したかどうかだけでいいです。開発調整委員会の開発行為について。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。まず、開発調整委員会ということですが、これにつきましては、昨年12月をもって廃止と、町の開発調整委員会ですね、となっておりますので、現時点ではこれは存在しないということになりますし、それからもう一つ、規制ということですが、今回の条例の趣旨といたしましては、地元の住民の皆さんの不安を解消すること、ちょっとそのために、事前にここへの設置は不可というようなことで抑制区域、例えば防災上の懸念がある地域だとか、あとは自然環境の保全地域、それから文化財等の関係の地域等を予定はしているところですが、そういったものをあらかじめ指定するということによりまして、事業者が、後で蓋を開けてから、ここは問題が発生するような区域であったということがないようにするというようなことは考えておるところでございますので、ほかの市町での報道等にありますように、自然環境、山林の大規模な開発とか、そういったことを未然に防ぎつつ、地域住民への説明を求めて、地域住民の不安を解消し、それによって再生可能エネルギー企業自体も地域と共生しながら円滑的な実施を図るということを目的として考えたものでございますので、ちょっと回答

になったかどうか分かりませんが、開発調整委員会の件に関しましてはちょっとそういった審査、開発の規模、規模感で審査するようなところは特にはないというところがございます。

あと、50キロワットの区切りのお話ですけども、まず50キロワット以上のものにつきましては、もともと県のガイドラインで定めて対象となるものが50キロワット以上であったというものはございましたが、本町、ほかの自治体もそうですが、この条例の策定に取り組む発端として、50キロワット未満の事業への取組、これがどちらかという住宅というか、お住まいのところに近い地域で行われるケースがあり、その管理、誰がやっているのかというところがちょっと不明な部分もあるというようなことで、町へのご要望だとかもございましたことから、そういった部分も含めて解消しようということで、町の条例といたしましては50キロワット未満の部分、かつ、10キロワット以上ということで、ちょっと他の自治体の条例等も参考にしながら、対象の規模等について定めた、定めていこうというふうにございます。

以上となります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。続き、まだあるんだ。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、そんなに難しいというかね、全体としてはね、当然この調和を図るとかといって住民の意見を求めながら、確認しながら進めるということで、その進め方に問題はない、そういうところに問題はないんですけども、この面積の規定がね、だども1町歩でも100町歩でもいいのかというね、許されるのかという、極端な話だけども、調整委員会では3,000平米と言ったんだべ。国はそれ以上と、1万か、1万だったかということで、開発行為についてはそういう、調整委員会なくなったとお伺いしたんだけど、そういう1つの線があったときに、これもやっぱり、それにね、基本については何ぼでもいいよというようなのはどこかに定められてねと、ちょっと対応にね、苦慮するところがあるんでないか。いや、事業さのどこさねえべ、これってとかっていう話になったときにね、ということのような懸念があったもんですから、その辺を整理しながら進めてほしいということで、終わります。

議長（岩佐哲也君）そのほか。

7番（竹内和彦君）はい、議長。これに関してはですね、様々な取決め、定めというものがあるわけですけども、この定め、指導とか勧告に従わなかった場合ですね。例えば50アンペア以内で申告して、例えばそれを超えていたということが分かったとかね。そういったもろもろ違反している場合の勧告といいますかね。ここには勧告に違反した場合、内容を公表できるとありますが、それで終わりなのか。それとも何か罰則規定みたいなのを設ける予定はあるのか。その辺のことをお尋ねしたいと思います。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。罰則規定についてのご質問ですが、現時点では、罰則の規定までは考えていないというところになります。

先ほど少し触れましたが、規制をするという目的というよりかは、調和を図りつつ、再生可能エネルギー事業も併せて進めたいという考えもありますので、現時点ではですね、罰則の部分まで入れてしまうとちょっと規制が強いというような取られ方もしかねないかなということで、他自治体の事例といたしましても、町村単位単体で罰則まで規定しているというところはほとんどないもんですから、本町に関しても、現段階では罰則の規定までは盛り込んでいなかったというところがございます。

以上となります。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第54号については、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（岩佐哲也君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は、12月5日月曜日、午前10時開議であります。

お疲れさまでした。

午前11時29分 散会

上記会議の経過は、事務局長桔梗俊幸の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議長

署名議員

署名議員
